

東京スターダイレクト取引規定

2020年7月20日

第1条 定義等

1. 東京スターダイレクトとは

- (1) 東京スターダイレクト(以下「本サービス」といいます。)とは、本規定を承認のうえ、契約者ご本人(以下「契約者」といいます。)がパーソナルコンピュータ、スマートフォン等の端末を利用し、インターネットを介して当行に対して次の取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。

なお、契約者が当行に預金口座を保有している場合または契約者が預金口座を開設する場合は、当該サービス利用にあたり、電話機を利用した電話による取引(以下「テレホンバンク」といいます。)を申し込むことが必要となります。テレホンバンクには別途定める「東京スター銀行テレホンバンク取引規定」が適用されます。

- (2) 契約者は、代表口座として指定したスターワン普通預金口座につき、本サービスにおいて、次の取引をすることができます。この場合、本規定に加えてスターワン取引総合規定が適用されます。

- イ. 円貨普通預金口座にかかる残高、入出金明細等の口座情報の照会
- ロ. 振込取引(円資金の振込に限られます。)
- ハ. 振替取引(円資金の振替に限られます。)
- ニ. スターワン口座にかかる口座情報の照会
- ホ. 円定期預金取引
- ヘ. 外貨預金取引
- ト. スターワン預金口座間での振替取引
- チ. 当行の定めるローン商品にかかる取引
- リ. 投資信託取引
- ヌ. その他当行が定める取引

- (3) 契約者は、代表口座または契約口座として指定したスターワン普通預金口座以外の普通預金口座、および普通預金[決済用]口座(以下、スターワン普通預金口座以外の普通預金口座、および普通預金[決済用]口座を総称して、単に、「普通預金口座」といいます。)につき、本サービスにおいて、次の取引をすることができます。この場合、本規定に加えて普通預金規定および普通預金[決済用]規定が適用されます。

- イ. 円貨普通預金口座にかかる残高、入出金明細等の口座情報の照会
- ロ. 振込取引(円資金の振込に限られます。)
- ハ. 振替取引(円資金の振替に限られます。)
- ニ. 当行の定めるローン商品にかかる取引

- (4) 契約者は、契約口座として指定した貯蓄預金口座につき、本サービスにおいて、次の取引をすることができます。この場合、本規定に加えて貯蓄預金規定が適用されます。

- イ. 貯蓄預金口座にかかる残高、入出金明細等の口座情報の照会

- (5) 契約者が当行に預金口座を保有していない場合は、本サービスにおいて、次の取引をすることができます。

- イ. 当行の定めるローン商品にかかる取引

2. 利用資格

本サービスをお申し込みのうえ利用できる方は、日本国内に居住され、日本国内にて当行ホームページにアクセスされる個人の方に限定されます。

なお、取引によっては、未成年者および高齢者の方にご利用いただけない場合があります。

3. 利用申込

本サービス利用のお申し込みは、当行ホームページのオンラインサインアップ画面の表示に従い、カナ氏名・店番号・口座番号・生年月日を入力する方法または、オンライン口座開設等から発行された仮ログイン ID、仮ログインパスワードを用いてご利用登録画面に進み、生年月日・電話番号等を入力する方法により行ってください。

入力された情報が当行で登録している情報と一致することを当行所定の方法で確認することで、当行は、入力者が本人であることの確認を行います。かかる方法により本人確認が行われた後、ログイン ID、ログインパスワードおよびログイン合言葉等の必要な情報を画面上登録してください。

4. 使用機器等

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当行所定の機能を満たすものに限りです。また、当行所定の機能を満たす端末、回線等の準備および使用環境の整備等は、本サービス利用開始時までに契約者が自己の負担において行ってください。なお、当行所定の機能・環境については、当行ホームページの動作確認済み環境ページをご覧ください。

5. 利用時間

- (1) 本サービスは、定期メンテナンスや臨時メンテナンス等の期間を除いて原則として毎日24時間お取り扱いします。ただし、通信機器、回線、コンピュータ等のやむを得ない事由による障害が発生した場合は、事前に予告することなく、本サービスの取扱を一時停止または中止することがあります。当行は、その際に発生した損害について一切責任を負いません。
- (2) 当行は、前号にかかわらず、システムの維持、改善、保守のために本サービスの取扱を一時中止することがあります。
- (3) 第1号にかかわらず、本サービスにおける取引の受付時間は当行所定のサービス時間内とし、本サービス利用画面に表示するものとします。

6. 電子交付

- (1) 当行は、本サービスにかかる各種規定・約款、説明書、第8条第2項に定める報告書、契約内容および取引履歴等を書面の交付（郵送）に代えて、①本サービスの画面もしくは当行ホームページにおいて閲覧に供する方法、②電子メールにより送付する方法、または③PDF形式のファイル等を契約者の端末にダウンロードする方法のいずれかの電磁的方法により契約者に交付（以下「電子交付」といいます。）いたします。なお、契約者の利用する端末においてPDF形式のファイルをダウンロードするにあたり必要となるアプリケーションおよびバージョン等については、当行ホームページの東京スターダイレクト動作確認済み環境ページをご覧ください。
- (2) 預金取引および投資信託取引契約締結前交付書面は、PDF形式のファイル等を契約者の端末にダウンロードする方法による電子交付とし、契約締結時交付書面は、本サービスの取引完了画面または取引照会画面において閲覧に供する方法による電子交付とします。
- (3) 契約者は、金融商品取引法その他関係法令により、当行が契約者との取引に関し交付することとされている書面について、本サービスの画面または当行ホームページにおいて閲覧に供する方法により電子交付を受けた場合

には、取引を最後に行った日から5年間、その方法により当該書面を閲覧することができるものとします。ただし、当行は、次の場合には、前記の期間を経過する前に、当該書面を閲覧に供することを停止できるものとします。

- イ. 契約者に当該書面の記載事項を紙媒体により交付した場合（なお、契約者が当行所定の手続により届け出た氏名、住所に宛てて当行が当該紙媒体を発送した場合には、当該紙媒体が延着した場合または未着で当行宛に返送された場合でも、通常到達すべき時に契約者に到達したものとみなします。）
 - ロ. 当該書面を他の方法により電子交付する場合
 - ハ. 当該書面について契約者から消去の申し出または消去に対する承諾があった場合
- ニ. 契約者が本サービスを解約した場合（なお、この場合には、契約者から当行に対し、当該書面を閲覧に供することを停止する旨の指図があったものとみなします。）

第2条 本サービス利用と本人確認

1. 本人確認手続き

- (1) 契約者は、本サービスを利用するときは、本サービス利用画面の表示に従い、ログイン ID、ログインパスワードおよびログイン合言葉（本サービスにおいて当行が追加認証を求めた場合）を入力の上、当行に送信してください。契約者から送信されたログイン ID、ログインパスワードおよびログイン合言葉と当行に登録されているログイン ID、ログインパスワードおよびログイン合言葉が一致することを当行所定の方法で確認すること、もしくはその他当行が別途定める方法で、当行は本サービスを現に利用している者が契約者本人であることの確認を行います。この方法にて本人確認を行った後に、当行は、本サービスに基づく取引を行います。なお、当行は、本号による本人確認手続きが完了しない限り本サービスによる取引依頼を受け付けません。
- (2) 契約者は、当行所定の取引を利用するときは、ログイン ID、ログインパスワードおよびログイン合言葉（本サービスにおいて当行が追加認証を求めた場合）に加え、本サービス利用画面の表示に従い、キャッシュカード兼電話取引用暗証番号、e セキュリティ暗証番号およびワンタイムパスワードを入力の上、当行に送信してください。契約者から送信されたキャッシュカード兼電話取引用暗証番号、e セキュリティ暗証番号およびワンタイムパスワードが当行に登録されている、キャッシュカード兼電話取引用暗証番号、e セキュリティ暗証番号およびワンタイムパスワードと一致することを当行所定の方法で確認することで、当行は、当該取引を現に利用している者が契約者本人であることの確認を行います。この方法にて本人確認を行った後に、当該取引を行います。なお、当行は、本号による本人確認手続きが完了しない限り当該サービスによる取引依頼を受け付けません。
- (3) ログイン合言葉は、本サービス利用画面の表示に従い、契約者が質問とそれに対する回答を入力し、登録してください。
- (4) e セキュリティ暗証番号は、e セキュリティカード裏面にある乱数表に記載されている数字を使用します。
- (5) ワンタイムパスワードを利用する契約者は、東京スターダイレクトに一度ログインを行った後、スマートフォンアプリの公式ダウンロードサイトから対象のワンタイムパスワードアプリをダウンロードし、ログイン ID、ログインパスワード、キャッシュカード兼電話取引用暗証番号を使って登録を行ってください。ワンタイムパスワードをご登録された場合、e セキュリティカードによる認証は使用できなくなります。
- (6) 第1号および第2号の方法にて当行が本人確認をして取引をしたときは、ログイン ID、ログインパスワード、ログイン合言葉、キャッシュカード兼電話取引用暗証番号、e セキュリティ暗証番号またはワンタイムパスワードにつき偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、当行は、当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのた

めに生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がない限り、当行は責任を負いません。

2. ログインID・ログインパスワード・ログイン合言葉・キャッシュカード兼電話取引用暗証番号・eセキュリティカード・ワンタイムパスワード・ワンタイムパスワード用端末の管理

- (1) ログインID、ログインパスワード、ログイン合言葉、キャッシュカード兼電話取引用暗証番号、eセキュリティカード、ワンタイムパスワード(以下、総称して「パスワード等」といいます。)およびワンタイムパスワード用端末は、本人確認のために必要な大変重要なものであり、契約者自身の責任において厳重に管理し、パスワード等が他人に知られたり、パスワード等およびワンタイムパスワード用端末が紛失・盗難に遭わないよう十分に注意してください。なお、当行から契約者に対してパスワード等を照会することはありません。
- (2) パスワード等およびワンタイムパスワード用端末の不正使用があった場合、パスワード等が他人に知られた場合ならびにパスワード等およびワンタイムパスワード用端末が紛失・盗難に遭った場合またはそのようなおそれがある場合には、契約者は、直ちに当行に対してその旨を届け出るとともに、当行所定の方法で直ちにパスワード等の変更もしくはワンタイムパスワード入力が必要となるサービスの利用停止を行ってください。当行への届出の前に生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (3) ログインID、ログインパスワードを失念したときは、当行コミュニケーションセンターまたは当行本支店窓口にて当行所定の方法により届け出てください。当行はログインID、ログインパスワードの照会には応じません。契約者は、届出後、第1条第3項に定めるのと同様の手続きを行うことにより、本サービスの利用ができるようになります。
- (4) ログイン合言葉を失念したときは、当行コミュニケーションセンターまたは当行本支店窓口にて当行所定の方法により届け出てください。当行は、ログイン合言葉の照会には応じません。契約者は、届出後、本サービス利用画面上からログイン合言葉の再登録手続きを行うことにより、本サービスの利用ができるようになります。
- (5) キャッシュカード兼電話取引用暗証番号を失念したときは、当行所定の方法により利用を申し出てください。当行は、利用申出を受け付け後、契約者の届出住所あてに本人確認のためのキャッシュカード兼電話取引用暗証番号を郵便により通知します。当行は、キャッシュカード兼電話取引用暗証番号の照会には応じません。
- (6) eセキュリティカードの紛失・盗難に遭った場合は、直ちに当行コミュニケーションセンターまたは当行本支店窓口に対して当行所定の方法により届け出てください。当行は、eセキュリティ暗証番号の照会には応じません。契約者よりeセキュリティカードの利用申出がある場合は、当行所定の手続きを行った後、契約者の届出住所あてに新しいeセキュリティカードを郵送によりお届けいたします。なお、eセキュリティカードの再発行には、当行所定の再発行手数料をご負担いただくことがあります。
- (7) eセキュリティカードの紛失・盗難の届出後は、eセキュリティカードの発見のお届け出をされても、発見されたeセキュリティカードはご利用できません。再発行や本サービス解約、ワンタイムパスワードへの変更等により不要となったeセキュリティカードは、契約者において破棄してください。
- (8) eセキュリティカードとワンタイムパスワードの併用はできません。認証方式を切り替える場合は、当行コミュニケーションセンターに対して当行所定の方法により届け出てください。
- (9) ワンタイムパスワード用端末の紛失・盗難に遭った場合は、直ちに当行コミュニケーションセンターまたは当行本支店窓口に対して当行所定の方法により届け出てください。新しいスマートフォン端末を用意される場合は、第2条1項に従い、改めてワンタイムパスワードアプリのご登録をお願いいたします。また、紛失していたスマートフォン端末が見つかり、当該端末を継続利用される場合は当行コミュニケーションセンターへ届け出てください。

- (10) パスワード等の変更は、本サービスにログインし、当行所定の変更画面に従ってお手続きしてください。
- (11) 本サービスの利用に際して、ログインパスワードまたはログイン合言葉の誤入力が行われたときは、当行は、本サービスの取扱を直ちに中止します。本サービスの利用を再開するには、当行に連絡のうえ、当行所定の手続きを行ってください。
- (12) ログインパスワード、キャッシュカード兼電話取引用暗証番号、eセキュリティ暗証番号またはワンタイムパスワードの誤入力が行われたときは、当行は、当該入力が必要となるサービスの取扱を直ちに中止します。本サービスの利用を再開するには、当行に連絡のうえ、当行所定の手続きを行ってください。
- (13) ご利用の安全のために、定期的にパスワード等を変更されることをお勧めします。
- (14) eセキュリティカードは譲渡、質入または貸与することはできません。

第3条 取引依頼の確定

1. 契約者が本サービスにより所定の取引を希望されるときは、第2条第1項の本人確認手続き終了後、本サービス利用画面の表示に従い、希望される取引を選択のうえ当該取引に必要な事項を選択あるいは入力した取引内容を当行に対して送信してください。
2. 当行は、前項の取引依頼を受信した後、直ちに本サービス利用画面に当該取引依頼の内容を表示しますので、契約者は、当該表示内容を直ちに確認してください。確認の結果、内容を訂正する必要がないときはそのまま、また、当該内容を変更または訂正する必要があるときは必要な変更・訂正を行ったうえで、本サービス利用画面の表示に従って再度当行へ送信してください。当行は、当行が2回目の取引依頼を受信した時点で、取引依頼が確定したものと取り扱い（以下、確定した取引依頼を「確定依頼」といいます。）、確定依頼に従い手続きします。なお、上記のとおり2回目の取引依頼が確定依頼になりますので、契約者は、十分にその内容を確認のうえ、2回目の送信手続きをしてください。
3. 当行は、2回目の取引依頼が当行所定の確認時間内に送信されない場合、あるいは、2回目の送信がなされないまらログオフまたは通信が中断された場合は、当該取引依頼は当然に取り消されたものとして取り扱います。この場合に取引を希望される場合は、第1項および第2項の取引手続きをやり直してください。
4. 第2項により取引依頼が確定したときは、当該確定依頼は有効で法的拘束力のあるものとして取り扱われ、特に定めのない限り当該確定依頼の取消および変更はできませんので、十分にご注意ください。
5. 本サービスの「ご契約手続き」の画面にて同意いただく契約内容については、同画面の表示に従って、契約者がその内容を確認し、これに同意したうえで、当該画面上の「実行」ボタンを押下したときに確定したものとし、特に定めのない限り、以後、契約者は、契約手続きの取消や、契約内容の変更を行えないものとします。

第4条 代表口座・契約口座

1. 契約者は、本サービスで利用する代表口座として当行の契約者名義スターワン普通預金口座または普通預金口座を、第1条第3項に定めるオンラインサインアップによる利用申込時に届け出てください。ただし、契約者がスターワン普通預金口座を保有される場合は、当該スターワン普通預金口座を代表口座としてください。
2. 契約者は、代表口座のほかに、代表口座と同一取扱店および同一顧客番号である契約者名義の普通預金口座および貯蓄預金口座を、第1条第3項のオンラインサインアップによる利用申込終了後、または、オンライン口座開設後、当行所定の方法および範囲内で、契約口座として届け出ることができます。
3. 本サービスにおいては、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。届出印がない代表口座をご利用で諸手続き・取引にて届出印が必要な場合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年3月31日法律第22号）

に定める本人確認資料による本人確認をもって諸手続き・取引がなされます。ただし、他に届出印が存在する取引に関しては、当該届出印によって取引がなされます。

第5条 口座照会

1. 口座照会とは、確定依頼に基づき代表口座および契約口座にかかる残高照会、当行所定期間の入出金明細照会等の口座情報を提供するサービスをいいます。
2. 契約者からの確定依頼に基づいて当行が回答する口座情報は、当該依頼が確定した時点のものとなります。また、当行は、その残高・入出金明細等を証明するものではなく、回答後において相当の理由があれば契約者に通知することなく、対象口座の残高等を訂正することがあります。正式な回答を希望されるときは、取扱店に対して当行所定の残高証明依頼書を提出のうえ依頼してください。なお、当行が相当の事由に基づき対象口座の残高等の訂正により生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切責任を負いません。

第6条 振込取引・振替取引

1. 振込取引とは
 - (1) 振込取引とは、確定依頼に基づき、代表口座または契約口座(貯蓄預金口座は除きます。)から確定依頼で指定された金額を引き落としのうえ、確定依頼で指定された当行本支店口座または当行が承認する金融機関の国内本支店の預金口座あてに資金の振込を行うサービスをいいます。ただし、第2項の振替取引に該当する取引は除かれます。
 - (2) 契約者は、事前登録振込先を当行所定の方法で登録することができます。
2. 振替取引とは
 - (1) 振替取引とは、確定依頼に基づき、代表口座または契約口座(貯蓄預金口座は除きます)から確定依頼で指定された金額を引き落としのうえ、確定依頼で指定された代表口座、契約口座ならびに代表口座と同一取扱店・同一顧客番号である契約者名義の普通預金口座、当座預金または貯蓄預金口座に対して資金を振り替えるサービスをいいます。
 - (2) 振替取引では、代表口座および契約口座(貯蓄預金口座は除きます。)を事前登録口座として取り扱います。
3. 振込上限金額
代表口座または契約口座として指定した預金口座毎の振込取引1日あたり(午前零時を起算時とします。)の上限金額は、当行所定の金額とします。また、契約者が当行所定の上限金額の範囲内で当行所定の方法により上限金額を届け出た場合には、その金額を上限金額とします。
契約者が振込上限金額を上記方法により届け出た場合は、その届出が受け付けられた時より当該振込上限金額が振込取引に適用されます。変更後の振込上限金額は、届出の受付以前に既に予約された先日付の振込取引にも適用され、これを超える取引金額の予約済取引は取り扱えませんのでご注意ください。なお、当行は、その都合により契約者に事前に通知することなくこの上限金額を変更することがあります。
4. 取引日
 - (1) 振込取引
 - イ. 振込の取引日は、原則として受付日当日とし、当行は、受付日に振込通知の発信処理を行います。ただし、即時入金に対応していない金融機関への振込の場合、取引依頼確定時点で当行所定の時限を過ぎていたり、または依頼日が銀行窓口休業日であるときは、翌銀行窓口営業日を取引日とします。この

場合に、当行は、翌銀行窓口営業日に、当該日付で振込通知の発信処理を行います。また、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。

- ロ. 前記イにかかわらず、契約者は、振込取引につき、振込取引日を依頼日の翌銀行営業日以降 20 営業日先までの間で指定することができ(以下、当該取引を「先日付振込取引」といいます。)、当行は、指定された取引日に振込の実行を行います。

(2) 振替取引

- イ. 振替の取引日は、原則として受付日当日とし、当行は、受付日に振替先指定口座に入金処理を行います。

- ロ. 前記イにかかわらず、契約者は、振替取引につき、振替取引日を依頼日の翌銀行営業日以降 20 営業日先までの間で指定することができ(以下、当該取引を「先日付振替取引」といいます。)、当行は、指定された取引日に振替の実行を行います。

5. 振込取引の依頼

(1) 振込取引の依頼

振込取引の依頼にあたっては、振込先金融機関名・店舗名・預金種目・口座番号・受取人名・振込指定日・振込金額等の所定事項を本サービス利用画面の表示に従い正確に入力のうえ当行に送信してください。

当該所定事項の内容で振込先金融機関において入金手続きができない場合には、依頼事項の誤りに起因して振込取引が成立しなかったことおよび同理由にて当該振込不成立に関する資金返還処理が当日取引期限内に行われなかったことにより生じる損害について、当行は責任を負いません。

(2) 振込取引不成立時の取扱

振込先金融機関で口座相違等の理由で入金手続きができず、振込金が返還されたときは、当行は、確定依頼で指定された振込資金引落口座に入金します。この場合において、当行は、契約者が当行に届け出されたメールアドレスにその旨を通知します。なお、この場合、振込手数料は返却しません。

6. 振替取引の依頼

振替取引の依頼にあたっては、入金口座・振替指定日・振替金額等の所定事項を本サービス利用画面の表示に従い正確に入力のうえ、当行に送信してください。

7. 資金の引き落とし

当行は、振込取引および振替取引に必要な資金を、別に定める場合を除き、確定依頼で指定された引落口座から当該取引に必要な手数料(消費税込み)とともに取引日に第10条に基づき自動引き落とします。

8. 取引の取消・変更

- (1) 受付日を取引日とする振込取引(第5項第1号イの但書に基づき取引日が翌営業日となった場合を含みます。)は、取引依頼の確定後には取消・変更はできません。また、契約者が当該振込取引の取消または変更を希望される場合は、第10項に定める組戻しにより手続きしてください。なお、組戻しには、組戻手数料がかかります。

- (2) 契約者が先日付振込取引および先日付振替取引の取消を希望される場合は、取引指定日前日の当行所定の時刻までに、本サービス利用画面の表示に従い手続きしてください。取引指定日における先日付振込取引および先日付振替取引の取消はできませんので、ご注意ください。

- (3) 先日付振込取引の取引指定日における取消を希望される場合、第10項に定める組戻依頼より手続きしてくださ

い。なお、組戻しには、組戻手数料がかかります。

- (4) 受付日を取引日とする振替取引(第5項第2号イの但書に基づき取引日が翌営業日となった場合を含みます。)は、取引依頼の確定後には取消・変更はできませんので、ご注意ください。

9. 組戻し・振込内容の変更

- (1) 契約者が振込取引にかかる組戻しおよび振込内容の変更を希望される場合は、テレホンバンクまたは契約口座取扱窓口にて、当行所定の時間内に、当行所定の方法により組戻しまたは変更手続きを依頼してください。組戻し手続きには当行所定の組戻手数料をいただきます。なお、テレホンバンクによる組戻依頼に関しては、依頼を受け付けた時点で確定依頼で指定された振込資金引落口座より引き落とします。

本サービスによる組戻しおよび振込内容の変更はできません。

- (2) 組戻しにより振込先金融機関より振込資金が返却された場合は、返却された資金は確定依頼で指定された振込資金引落口座に入金します。
- (3) 第1号の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、組戻しができません。この場合には受取人との間で協議してください。組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。
- (4) 訂正または組戻しの受付にあたっては、当行所定の訂正手数料または組戻手数料をいただきます。

10. 取引内容の確認

契約者は、この取扱による取引後速やかに、本サービスによる振込・振替受付照会、各預金通帳への記入により取引内容を照合してください。万一取引内容等に相違がある場合には直ちに当行コミュニケーションセンターまたは代表口座取扱店にご連絡ください。

なお、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合には、当行のコンピュータに記録された内容が正当なものとして取り扱うものとします。

11. 振込規定の適用

振込取引には、本規定の各条項のほか当行が別途定める振込規定の各条項が適用されます。

第7条 預金取引

1. 預金の解約

本サービスでは、預金の解約(中途解約を含みます。)はできません。預金の解約を希望される場合は、当行コミュニケーションセンターまたは、当行本支店窓口へその旨をお申し出ください。

2. 預金取引の制限

第1条第1項第2号ホ、へに定める円定期預金取引および外貨預金取引は、当行所定の条件ならびに取引金額の範囲内で行うことができるものとし、本サービス利用画面に表示するものとします。

3. 取引内容の確認

- (1) 本サービスによる預金取引終了後は、本サービスの取引明細照会により必ず取引内容を確認してください。
- (2) 取引内容と前号の取引明細照会にて確認された内容に相違があったときは、ただちにその旨を当行コミュニケーションセンターへご連絡ください。この通知がなかったために生じた損害については、当行の責めに帰すべき場合を除き、当行は一切責任を負いません。
- (3) 本サービスによる取引については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、原則として当行のコンピュータに記録された内容を正当な取引内容として取り扱うものとします。

第8条 投資信託取引

1. 本サービスによる投資信託取引を利用できる方は、投資信託口座を開設し、投資信託約款・規定集、その他当行の定める規定に同意され、また当行からの求めに応じて必要書類を提出されたお客さまに限定されます。
2. 本サービスによる投資信託取引は、事前に当行所定の方法によりお申し込みが必要になります。

なお、当該お申し込み受け付け後は、投資信託にかかる以下の報告書(本サービスによる投資信託取引を利用されるお客さまにのみ交付(電子交付)される書面も含まれます。)については、全て電子交付になります。

当該電子交付を取りやめる場合には、本サービスによる投資信託取引の解約を行ってください。

- ・取引報告書
 - ・取引残高報告書
 - ・分配金償還金・再投資報告書
 - ・特定口座源泉徴収(還付)明細書
 - ・運用報告書
 - ・特定口座年間取引報告書
 - ・上場株式配当等の支払通知書
3. 本サービスによる投資信託取引は、当行所定の取引のみ行うこととし、取扱可能な投資信託銘柄は当行所定の範囲とします。なお、当行所定の取引範囲であっても、投資信託銘柄の特性によりお取り扱いできない場合があります。
 4. 当行所定の当日取扱時限までに確定した本サービスによる投資信託の購入・解約等の取引依頼は、当日扱いとし、当該時限を過ぎて確定した取引依頼は、翌銀行窓口営業日扱いとします。
 5. 本サービスによる投資信託の購入・解約等の取引依頼は、確定後にその変更・取消はできません。
 6. 本サービスによる投資信託の購入は、金額指定(手数料・税金等を含む。)のみの取扱となります。
 7. 本サービスによる投資信託の購入に伴う注文代金・手数料・諸手数料等は、申込金額に含まれます。
 8. 当行は、本サービスによる投資信託の購入依頼が確定した時点で、第10条に基づき自動引き落としの特約により申込金額を引き落とします。
 9. 本サービスにおいて投資信託を金額指定で換金する場合、基準価額の急落等により保有口数を売却(解約)しても、申込金額に満たない場合は、全部売却(解約)による取扱となります。

第9条 外国為替レート

1. スターワン取引総合規定第11条第1項の規定にかかわらず、本サービスの外貨預金取引においては、本サービス専用の外国為替レートが適用されます。
2. 本サービス取扱の通貨に関して、外国為替市場において適正な為替相場が成立していない場合などには、外貨預金の取引ができないことがあります。また、為替相場の動向によっては、一時的に取引を停止する場合があります。

第10条 自動引き落としの特約

1. 自動引き落としの特約

当行は、確定依頼を処理するために必要な資金(各種手数料、消費税等を含みます。)を、普通預金規定にかかわらず預金通帳および払戻請求書の提出を受けることなく、確定依頼で指定された引落口座から自動引き落としのうえ確定依頼に基づく取引を行います。

2. 残高不足時の取扱

- (1) 確定依頼で指定された引落口座の残高不足によって前項の必要資金の全額を自動引き落としすることができない場合、当行は、確定依頼を処理する義務を負いません。この場合、当行は、当行の判断により当該確定依頼は取り消されたものとして取り扱うことができます。
- (2) 同日に数件の確定依頼があり、その手続きを処理するために必要な資金相当の残高が確定依頼で指定された引落口座にない場合、どの確定依頼を選択し、いかなる順序で処理するかは、当行の任意とします。
- (3) 前各号の場合において、当行所定の時刻より後に確定依頼で指定された引落口座から必要資金の自動引き落としが可能になった場合においても、当行は、確定依頼を処理する義務を負いません。

第11条 本サービスにかかる業務の第三者への委託

当行は、当行の責任により、本サービス提供にかかる業務を第三者(当行の子会社を含みます。)に対して委託して処理させることができます。

第12条 海外からの利用

本サービスは、日本国内においてのみ利用可能であり、海外からは利用できません。

第13条 サービスの追加

本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たなお申し込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。

第14条 届出事項の変更等

1. 印鑑、名称、住所、メールアドレスその他の届出事項に変更がある場合は、各種預金規定およびその他の取引規定に従い、直ちに当行所定の方法により届け出ください。この届出の前に生じた損害について、当行は責任を負いません。
2. 前項の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または、到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第15条 Web 取引明細書サービス

1. 代表口座としてスターワン普通預金口座を指定した契約者は、「Web 取引明細書サービス」を利用いただけます。Web 取引明細書サービスを利用する契約者(以下、「Web 取引明細書サービス利用者」といいます。)に対しては、スターワン取引総合規定第20条の定めにかかわらず、原則として取引明細書を発行せず、当行インターネットバンキング上に設けたWeb 取引明細書サービス利用者専用のページに、当行所定の方法により取引明細を表示することとします。
2. Web 取引明細書サービス利用者が取引明細書の発行を依頼する場合には、当行所定の手数料がかかります。

第16条 免責事項等

1. 通信手段の障害等

- (1) 当行は、次の事由により生じた損害について責任を負いません。
 - イ. 当行の責めによらない通信機器・回線およびパーソナルコンピュータ等の障害や誤作動があった場合
 - ロ. 天災・火災・騒乱等の不可抗力および裁判所等公的機関による措置等があった場合
 - ハ. 当行または金融機関の共同システムの運営主体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合
 - ニ. 当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由がある場合
- (2) 当行は、通信経路において盗聴がなされたことにより、パスワード等や取引情報が漏洩したために生じた損害に

ついて責任を負いません。また、コンピュータウィルス等により生じる損害についても、同様とします。

- (3) 前各号にかかわらず、第三者に本サービスを不正に利用されたことにより生じた取引について、契約者は当行に対し、当該取引に係る損害を請求することができるものとします。ただし、契約者の請求が当行所定の補償基準を充足しない場合や、利用者に過失がある場合には、その全部または一部を補償しません。当行所定の補償基準につきましては、当行ホームページに掲載するものとします。
- (4) 通信回線の障害等により本サービスの利用が中断したと判断される場合には、障害回復後に取引状況を本サービスにより照合するか、代表口座取扱店に問い合わせください。

2. 印鑑照合

当行が本サービスにかかる書面に押印された印影を代表口座の届出の印鑑(代表口座と契約口座の届出印が異なる場合には契約口座の届出の印鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱った場合は、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は一切責任を負いません。ただし、個別取引について他の届出印があるときは当該印鑑との照合について、個別取引規定の免責条項が適用されます。

3. シミュレーション等

本サービスにおいて付随的に提供している為替レートおよび外貨シミュレーションにおける情報の正確性の確保について当行は最大限の努力をいたしますが、これを保証するものではありません。これらの情報に不正確、不十分な点があったことにより損害等が生じても、当行は一切責任を負いません。また、将来同様の情報を提供する場合も同様とします。

4. 電子決済等代行業者サービスの障害等

当行が許容する電子決済等代行業者サービスをご利用になる場合は、電子決済等代行業者の提供するサイト、アプリ等のサービスから当行のログイン ID、ログインパスワードをご入力いただくことで、東京スターダイレクトで閲覧可能な各種情報が連携されます。なお、当該サービスを起因とした損害については、当行は責任を負いませんので、ログイン ID、ログインパスワードが他人に知られたり、盗難、紛失に遭わないよう十分注意してください。

第17条 解約等

1. 解約

本サービス契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。

2. 契約者による解約

契約者からの解約の場合は、当行コミュニケーションセンターまたは、当行本支店窓口にて解約の申し出を行い、当行所定の手続きをとる、または、当行に所定の書面を提出し、当行所定の手続きをとるものとします。

3. 当行からの解約

当行の都合により本サービス契約を解約する場合は、届出の住所等に解約の通知を行います。その場合に、届出の住所にあてて発信した通知が延着または到着しなかったときは(受領拒否の場合を含みます。)、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

4. 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、本契約はすべて解約されたものとみなします。

5. サービスの停止・解約等

契約者が次の事項のいずれかに該当したときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスに基づく

全部または一部のサービスの提供を停止し、または、本サービス契約を解約できるものとします。

- イ. 支払停止または破産もしくは民事再生手続き開始の申し立てがあった場合
- ロ. 相続の開始があった場合
- ハ. 住所変更の届出を怠るなどの契約者の責めによって、当行において契約者の所在が不明となった場合
- ニ. 当行に支払うべき所定の手数料の未払いが生じた場合
- ホ. 相当期間にわたり本サービスの利用がない場合
- ヘ. 当行への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- ト. パスワード等を不正に使用した場合
- チ. 本規定または本規定に基づく当行所定事項に違反した場合
- リ. 本サービスが名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
- ヌ. 本サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、または、そのおそれがあると認められる場合
- ル. その他、前各号に準じ、当行が本サービスの中止を必要とする事由が生じた場合

第18条 関係規定の適用・準用

当行は、この規定に定めのない事項については、個別取引にかかる普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)、普通預金[決済用]規定、貯蓄預金規定、スターワン取引総合規定、投資信託総合取引約款、累積投資約款、投資信託受益権振替決済口座管理約款、特定口座約款(投資信託)等の規定により取り扱います。

第19条 契約期間

本契約の当初契約日は、契約者にてログイン ID が作成され、本サービスにログイン可能となった日とします。当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了の日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第20条 本規定について

1. 意義

- (1) 本規定は、契約者が本サービスを利用するにあたって適用される大変重要な規定です。したがって、契約者は、本規定の内容および本サービス利用に伴うリスク等を十分にご理解・ご認識され、ご自身の判断と責任において本サービスを利用してください。また、印刷された本サービス利用規定は、常に手元に置いてご利用されるようお勧めします。
- (2) 当行は、ホームページに、本サービスに関するリスクおよび当行がリスク対策のために採用しているセキュリティ手단을明示していますので、必ずこの内容を確認してください。
- (3) 契約者が本サービスを利用されたときは、本サービス利用に伴うリスク等をご理解・ご認識され、ご自身の判断と責任において本サービスを利用されたものとして、当行は取り扱います。

2. 改定

- (1) 当行は、将来本規定の条項を民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更、削除または追加(以下、これらを総称して「改定」といいます。)することがあります。当行が本規定を改定したときは、本規定改定の旨および改定後の新しい本規定をホームページに掲載しますので、印刷のうえ必ずご確認ください。改定後の新しい本規定は、ホームページに掲載する適用開始日からその効力を生じるものとします。なお、当行は、改定の内容を書面により通知しません。

- (2) 契約者は、本規定の改定に同意されない場合、この契約を解約することができます。この場合の手続きは第 17 条の規定が適用されます。

第21条 手数料

当行が本サービスに関して手数料を定めた場合(改定を含みます。)は、契約者は、所定の手数料をお支払いください。

第22条 譲渡質入れ等の禁止

当行の承諾なしに本サービスに基づく契約者の権利および預金等は、譲渡・質入れ等することはできません。

第23条 準拠法・合意管轄

本規定の準拠法は日本法とします。本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上